

事 務 連 絡

平成 26 年 4 月 1 日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

認定こども園への移行について

日頃より、子ども・子育て支援新制度の施行準備につきまして、ご尽力・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

現在、国においても、子ども・子育て支援新制度の施行に向けた各種基準の策定等に鋭意取り組んでいるところですが、今般、認定こども園への移行についてご留意いただきたい点について、下記のとおり整理いたしましたので、内容についてご確認いただきますとともに、各都道府県におかれましては、管内市区町村への周知徹底につきまして、ご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1. 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を行うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行うものである。

これらの給付・事業を実施するに当たっては、新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制を確保することを目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めることが必要である。

2. 上記 1. の趣旨を踏まえ、平成 25 年 12 月 18 日付事務連絡（「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について（依頼）」）（別添）においても周知徹底をお願いしているところであるが、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることや、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとし

た制度改正の趣旨を踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うものとした「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整の特例措置」を子ども・子育て支援法に基づく基本指針案においてお示しているところがあるので、本特例措置の趣旨及び内容について改めてご確認の上、適切に認可・認定が行われることが必要である。

3. 同時に、認定こども園、幼稚園、保育所を通じて子ども・子育て支援法に基づく共通の財政支援の仕組みを創設しつつ、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行は義務付けずにそれぞれの施設類型については維持して事業者の選択に委ねることとされ、また、地域において保育需要が充足されていなければ審査基準に適合している者から保育所等の設置に係る申請があった場合には認可するものとされた国会における法案修正の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

したがって、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行については、地方版子ども・子育て会議等において、それぞれの地域の実情や利用者のニーズに即した教育・保育施設のあり方について丁寧な議論・検討を行った上で事業計画を策定し、これに基づいて、事業者の意向を十分に踏まえた対応がなされることが必要である。